

特別管理産業廃棄物の判定基準

(政令別表に掲げる施設から排出されたもののうち、判定基準を超えた場合、特別管理産業廃棄物に該当)

金属等の種類		燃え殻、鉱さい、ばいじん	汚泥、指定下水汚泥、処分するために処理したもの(廃酸、廃アルカリ以外)	廃酸、廃アルカリ、処分するために処理したもの(廃酸、廃アルカリ)
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
2	カドミウム又はその化合物	0.09 "	0.09 "	0.3 "
3	鉛又はその化合物	0.3 "	0.3 "	1 "
4	有機リン化合物	—	1 "	1 "
5	六価クロム化合物	1.5 "	1.5 "	5 "
6	砒素又はその化合物	0.3 "	0.3 "	1 "
7	シアン化合物	—	1 "	1 "
8	PCB	—	0.003 "	0.03 "
9	トリクロロエチレン	—	0.1 "	1 "
10	テトラクロロエチレン	—	0.1 "	1 "
11	ジクロロメタン	—	0.2 "	2 "
12	四塩化炭素	—	0.02 "	0.2 "
13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04 "	0.4 "
14	1,1-ジクロロエチレン	—	1 "	10 "
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4 "	4 "
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3 "	30 "
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06 "	0.6 "
18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02 "	0.2 "
19	チウラム	—	0.06 "	0.6 "
20	シマジン	—	0.03 "	0.3 "
21	チオベンカルブ	—	0.2 "	2 "
22	ベンゼン	—	0.1 "	1 "
23	セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	0.3 "	1 "
24	1,4-ジオキサン	0.5 "	0.5 "	5 "
25	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g 以下	100 ng-TEQ/g 以下

- ※・「燃え殻」は、1のアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を除く。
 ・「鉱さい」及び「指定下水汚泥」は、25のダイオキシン類を除く。
 ・「廃酸」、「廃アルカリ」及び25のダイオキシン類以外は、溶出試験による値。
 ・検定方法は、「廃掃法施行規則」、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)」による。